

九重町地熱資源の保護及び活用に関する条例施行規則をここに公布する。

平成27年12月18日

九重町長 坂本和昭

九重町規則第30号

九重町地熱資源の保護及び活用に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、九重町地熱資源の保護及び活用に関する条例(九重町条例第33号。以下「条例」という。)第13条の規定に基づき、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則における用語の定義は、特段の定めがある場合を除くほか、条例の例による。

(既存資源及び周辺環境に変化を招いた場合の必要な措置)

第3条 条例第5条第2項に規定する「必要な措置」とは、次に掲げる措置をいう。

- (1) 町への報告
- (2) 事業者が自ら行う対応策の実施
- (3) 町が事業者に対して指示した対応策の実施
(事業者が説明を行わなければならない時期)

第4条 条例第5条第3項に規定する「進捗段階」とは、次に掲げるときをいう。

- (1) 事業者が資源調査を行うとき
- (2) 事業者が温泉モニタリング等の環境影響調査を行うとき
- (3) 事業者が温泉法(昭和23年法律第125号)第3条又は11条の規定により大分県知事への申請を行うとき
- (4) 事業者が噴出試験等により地熱を汲み出すとき
- (5) 事業者が同条第2号及び第4号の結果を精査したとき
- (6) 事業者が発電設備の設置工事を行うとき
- (7) 発電事業開始後において、発電事業の中止等、町長が必要と認めるとき
- (8) 条例第6条第1項で提出があった事業計画の内容に著しい変更が生じるとき
- (9) 町長が地域住民への説明を求めたとき

(事業計画の提出)

第5条 事業者は、条例第6条第1項の規定により事業計画届(様式第1号)を町長に提出するものとする。

(地元説明会の報告)

第6条 事業者は、第4条の規定による説明会の開催にあたり、説明会等実施状況報告書（様式第2号）を町長に提出するものとする。

（同意書の交付）

第7条 町長は、条例第6条第1項又は第7条第1項の規定により同意した場合は、事業者に対して同意書を交付するものとする。

（事業計画の著しい変更）

第8条 条例第7条第1項に規定する「著しい変更が生じる場合」とは、次に掲げる場合をいう。

（1）事業主体を変更する場合

（2）資源調査の範囲又は調査方法を変更（軽微なものを除く。）する場合

（3）井戸の掘削箇所、口径の拡大、又は掘削深度を変更（軽微なものを除く。）する場合

（4）利用目的を変更する場合

（5）その他各号に定めるものに準じる程度の変更をする場合

（事業の着手及び完了）

第9条 事業者は、次の各号に掲げる段階において事業に着手したときには着手届（第3号様式）を、事業が完了したときは完了届（第4号様式）を速やかに町長に提出しなければならない。

（1）資源調査を行うとき。

（2）土地の掘削を行うとき。

（3）噴出試験等により地熱を汲み出すとき。

（4）発電設備の設置工事を行うとき。

（事業の変更報告）

第10条 条例第7条第1項に規定する事業計画の変更は、事業計画変更届（第5号様式）により行うものとする。

（誓約書）

第11条 事業者は、事業計画書と合わせて誓約書（様式第6号）を提出しなければならない。ただし、事業内容によっては誓約書の一部を変更し、誓約することができる。

（発電事業終了後の計画）

第12条 事業者は、発電事業終了後の発電設備の処理について事業計画と合わせて処理計画書（様式第7号）を町長に提出し、発電事業終了後は環境及び地域住民に配慮した発電設備の処理を行うものとする。

（設置後の現況報告）

第13条 事業者は、発電設備の設置後、発電設備及び設置場所の状況について、現況報告書（様式第8号）を毎年3月末日までに町長に提出するものとする。

（その他）

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。